

## 電子申請に関するQ&A

### 1 報告書の作成に関すること

#### Q1 報告書作成のためのマニュアル等はあるのか。

福岡市のホームページに、報告書作成マニュアルを公開しています。初めて報告書を作成される方は、【導入編】をご参照ください。また、【実践編】では、全般的な機能や、便利な機能の紹介を掲載していますので併せてご確認ください。

#### Q2 マクロが無効化されてしまい、正常に動作しない。

お使いのパソコン環境により、マクロが有効化されず、正常に動作しないという報告を確認しています。セキュリティソフトの関係で、マクロをウイルスと誤検知しマクロを無害化している可能性があります。お手数をおかけしますが、報告書の作成ができない方については、従来通りの紙での申請で受け付けますので、監察指導課窓口（定期報告担当092-707-3908）までご連絡お願いいたします。

#### Q3 申請用ファイルが上手く出力できない。

報告書に必要な事項を記入した後、「申請用ファイル出力」を行い、提出用のZIPファイルを作成しますが、お使いのパソコン環境により、ZIPファイルの出力が正常に行われずという報告を確認しています。お手数をおかけしますが、マニュアル【導入編】に記載しているとおり、ご自身で新しいフォルダを作成し、データを格納いただき圧縮していただく必要があります。ご不明な点がございましたら、監察指導課窓口（定期報告担当092-707-3908）までご連絡お願いいたします。

#### Q4 申請は電子メールで行うのか。

電子メールでは受け付けておりません。福岡市専用の電子申請システム（グラファァー）がございますので、そちらから電子申請をお願い致します。

URL→「<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/fukuokacityteikihoukokukyoudouzyutaku/door>」

#### Q5 一度の申請で複数の申請はできないのか。

電子申請は一度の申請で一件ごととなっております。一度申請された場合、その申請の際に入力された内容をもとに次の申請が行えますので、共通事項については入力の手間を省くことができる仕様となっております。申請の際は、整理番号や建物名称に誤りが無いか確認いただき、申請をお願いいたします。

### 2 電子申請に関する一般的なこと

#### Q1 電子申請を行うことについてメリットはあるのか。

24時間受付可能であるため、窓口時間を気にせず申請できます。また、来庁不要であり、窓口で順番待ちをする必要もなく、提出のために報告書を印刷する必要もありません。

#### Q2 建築設備・防火設備の報告は電子申請で行えないのか。

今後、建築設備・防火設備についても電子申請で受付を行う予定ですが、時期は未定です。

<b>Q3 電子申請の具体的な方法を教えてほしい。</b>	<p>報告書の作成の仕方は、マニュアル【導入編】及び【実践編】をご参照ください。申請の方法については、福岡市電子申請システム（グラファター）にて受付を行います。定期報告電子申請HPより当該ページへ進み、必要事項を入力の上申請してください。また市HPに、電子申請を行う際のマニュアルも掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>URL→「<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kansatsu/life/hukuokasiteikihoukoku_dennsisinnseitou.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kansatsu/life/hukuokasiteikihoukoku_dennsisinnseitou.html</a>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の作成マニュアルは 2 建築物報告書様式について（1）各種マニュアルに掲載しております。</li> <li>・電子申請システム（グラファター）アカウント登録、便利機能については、3 電子申請に関する注意事項に掲載しております。</li> </ul>
<b>Q4 古い様式を利用して電子申請をすることは可能か。</b>	<p>古い様式は利用できませんが、建築物報告書様式に古い様式の取り込み機能がございしますので、ご活用ください。</p>
<b>Q5 建築物の報告は電子申請でないと提出できないのか。</b>	<p>原則、電子申請をお願いしております。報告書作成の際に、PC操作に不安がある方は可能な限りお手伝いさせていただきますので、監察指導課窓口（定期報告担当092-707-3908）までご連絡いただければ幸いです。</p>
<b>Q6 電子申請の受付時間は。</b>	<p>24時間受付を行います。なお、原則として、受付日の起点は17時となり、17時以降の申請は翌営業日が受付日となります。</p>
<b>Q7 電子申請の受付日はいつになるのか。</b>	<p>差戻が必要となる修正がなければ、申請された日となります。簡単な修正以外で、差戻しや修正などがあった場合は、再提出された日が受付日となります。</p>
<b>Q8 法改正により調査項目や報告書様式の変更があった場合は最初から報告書を作り変えなければならないのか。</b>	<p>様式等の変更があった場合は旧様式から新様式への移行がスムーズに行えるよう対応していく予定です。</p>
<b>Q9 郵送での受付は行っているのか。</b>	<p>郵送での受付は行っておりません。</p>
<b>Q10 建築物報告書様式について、他都市の定期報告提出用として利用してもよいか。</b>	<p>利用していただく分には問題ございませんが、福岡市専用としておりますので、不具合や内容修正等をご提出する際に発生しても責任は負いかねます。また、本市様式を利用したの提出可否自体については、提出先の自治体へお問い合わせください。</p>